

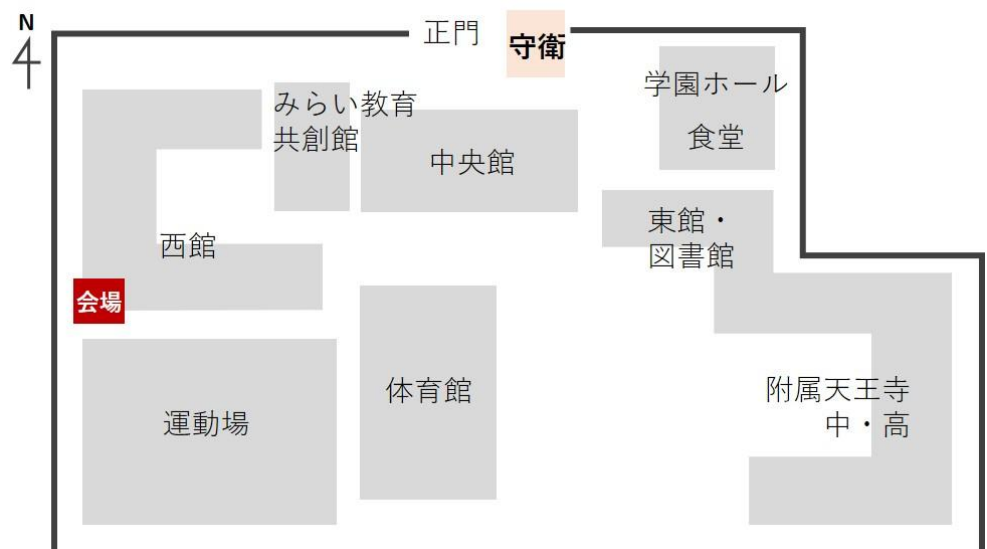
第3回 児童相談所のあり方を考える勉強会 関西大会 プログラム

2025年2月22日(土)

- 10:30～ 主催者挨拶
岩波はつみ(千葉県議会議員)
- 10:35～11:35 第1部 講話「面会制限違法国賠および里親・里子分離違法国賠から見てきたこと」
秋田真志氏(大阪弁護士会)
- 11:35～ 質問票回収
- 11:50～12:10 質問回答
秋田真志氏(大阪弁護士会)
- 12:10～12:20 ご参加いただいている地方議員、国会議員紹介
- 12:20～13:30 休憩
- 13:30～14:50 第2部 2件の事例発表(鹿児島、愛知)、質疑応答
- 14:50～15:00 当勉強会サポートスタッフからの訴え
- 15:00～15:30 第3部 専門職意見「同意なき親子分離を防ぐためにすべきこと」
(1)保育園の運営面から/朝木直子氏(東京都東村山市議会議員、保育園運営)
(2)法医学・医師の関わり方から/鈴木廣一氏(大阪医科薬科大学名誉教授)
- 15:30～15:40 休憩
- 15:40～16:50 第4部 会場参加者交流会
- 16:50 閉会
- 17:00 会場撤去完了

第3回 児童相談所のあり方を考える勉強会 関西大会
※注意事項

- 進行の妨げとなりますので、お席で静かにお願いします
- ご発言は、司会者が指名した方に限りお願いします
- 大きな声での会話は進行の妨げになりますのでお控えください
- ご意見のある方は、プログラムの第4部にてお願いします
- スマートフォン等、音のでる機器は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定し、音の出ない状態にさせていただきますようお願いいたします
- 本日の勉強会は当会にて録画し、後日配信予定です
- 無許可での録音・録画・撮影は、ご遠慮願います
- 資料の無断転用はお断りします
- トイレは会場を出てすぐにあります
- 70分のお昼休憩と午後に10分の休憩があります
- 昼食につきましては、コンビニや食堂をご利用ください
- 食堂は、学園ホール1Fにあります
- この会場以外の部屋や施設への立ち入りはお控えください
(昼食時の食堂は除く)
- 終了時刻は16:50を予定しております
- 17:00までに会場から出なければなりませんので、閉会後は、速やかに正門から学校敷地外へ移動していただけますようお願いいたします



鹿児島事例報告書 保護当時児童 3歳

信憑性のない法医学鑑定書、事態を動かした保護時の写真

令和4年5月26日

あいら認定こども園より大隅児童相談所に保護される。

大隅児相、警察と話が終わり、帰ろうとしたが、鹿屋署の刑事課の宮園氏が妻をこども園の裏に連れて行き、二人で話をしていた。

令和4年5月27日

鹿児島大学病院の法医学教室で法医学鑑定を受けたとみられる。

令和4年5月30日

大隅児相にて面談。担当者が「お父さん、お母さんがこの子を傷つけようと思っていたことではないと聞いている」と発言した。

令和4年6月9日

妻が突然失踪する。警察まで巻き込み、精神的DVとのことだった。置手紙があった。

警察からは、「言ったもの勝ち、DVの証拠がない。ずるいですよね」と言われた。

私はDVをしておらず、虚偽のDVの申告をしていた。

この数日前に、妻が「大人は保護されたらどこに行くのだろう」と言っていた。

大隅児相はこのことを知っており、「もうすぐ妻に弁護士が付く。これは裁判になる」とずっと言っていた。

令和4年8月12日

あいら認定こども園に保護当時の証拠写真を持っていった。皮膚科医に確認したところ、「これは皮膚の病気、皮膚疾患と言われた。このお腹の傷に関しては、新しいものと古いものがあるが、何日か前からあったのではないかと話したところ、「8月15日に児相に行って、通報が間違いだったことを言い、白紙に戻してもらおう。Rくんの保護も解除してもらおう。」と園長が発言した。

令和4年8月15日

あいら認定こども園と大隅児相に行く予定だったが、知らない間に児相職員がこども園の先生たちを先に中に入れ、話をしていた。途中から、私も加わり、話をしたが、こども園の園長は「私は白紙に戻してもらおうとは言っていない。」という発言に変わっていた。

令和4年11月9日

子供と半年ぶりの面会。

洋服、販売していない車のおもちゃを手渡す。

面会中の会話は全て録音していた。

令和4年12月

アドボカシー制度で、蕾輝の意志確認を希望した。児相からは、蕾輝に意志はないと回答が返ってきた。

令和5年1月6日

28条審判 尋問日（鹿児島家庭裁判所）

令和5年3月

民間科捜研のIさんが保護当時の写真の傷の状況について報告書を書いてくださる。

令和5年4月8日

祖母が病気の為、危篤状態になる。

21時頃、大隅児童相談所が子供を連れて、病院に来る。

子どもが「帰りたくない」と言ったので、児童相談所職員にその旨を伝える。

鹿屋警察署にも相談に行ったところ、「子どもの意志を尊重してあげてください」と言われた。

令和5年4月9日

大隅児童相談所職員が病院から姿を消す。子供自宅に帰る。

令和5年4月14日

令和5年4月9日に自宅に帰ってきた際に、子どもの肌の状態が非常に悪く、また、児童相談所職員が子供を病院に放置して居なくなった為、鹿屋警察署に「保護責任者遺棄」で被害届を提出、受理される。

令和6年1月26日

令和5年8月30日、係長の暴行以降、一切連絡がなかったが、この日に見計らったかのように大隅児相から連絡があった。近くにいたので大隅児相に出向き、話が終わり、帰ろうとしたところ、係長から呼び止められ、「保護解除に向けて、子どもに面会をさせてほしい」と言われたが、その後、児相により取り消された。

令和6年5月14日

鹿屋市のこども家庭科職員が蕾輝の安否確認に訪問。同年6月7日に鹿屋市が安否確認対応記録という形で大隅児相に報告書を提出。

令和6年11月27日

久留米大学法医学教室、神田教授が意見書を書いてくださった。

令和6年12月16日

岩波議員同席の元、大隅児相と子どもの面会。

令和6年12月24日

大隅児相による家庭環境調査。

令和6年12月27日

一時保護が解除される。

主 観

私は、2つのことについて述べさせて戴きます。

1 法医学鑑定書の不適切さ

令和4年5月26日にこども園より突然に一時保護されました。保護翌日には、鹿児島大学法医学教室による法医学鑑定を受けたとみられる。28条審判の1審で弁護士が謄写請求をするが、法医学鑑定書は出されることはなく、反論できなかった。即時抗告審が始まり、法医学鑑定書が謄写できたとの事。法医学鑑定書を見たが、違和感しかなかった。法医学鑑

定書に添付されている写真が、保護当時の写真に比べ、とても幼くなっており、髪の毛の量が物凄く増えている。顔も合成したかのような添付写真もあり、信憑性が全くない物であった。また、警察からも取り調べを受けていたが、私が保護当時の写真を持っていることが分かった途端に取り調べをしていた刑事の顔が焦っていた。それと同時に取り調べがなくなった。保護当時も写真を入手していなかったら、今頃は逮捕されていたのではないかと思ってしまう。

令和5年4月8日に私の祖母が危篤状態になり、大隅児相が病院に連れてきてくれた。面会が終わり、児相に子供を返そうとしたが、子供が「児相に帰りたくない。お家に帰りたい。」と言ったので、その旨を大隅児相職員に伝えた。夜通し、話を続け、児相職員が夜中に1度、病院から姿を消したので、その間に警察署に行き、警察官に相談した。刑事課の警察官からは「お子さんの望むようにしてあげてください。」と言われた。病院に戻りその旨も児相職員に伝えたところ、明け方、児相職員は病院から姿を消し、戻ってくることはなかったのもので、自宅に連れて帰った。子供からは何日間もお風呂に入っていないような異臭がしていた。

令和4年5月26日から令和6年12月27日、一時保護が解除されるまで様々な証拠を集めてきた。一番大きかったのが、保護当時の証拠写真。この写真が入手できなかったら、前には進めていなかった。この写真を元に様々な鑑定をして戴くことができ、証拠を積み上げることができた。令和6年11月27日に作成して戴いた、久留米大学法医学教室の神田教授は、最初、再鑑定はしないと仰っていたが、私が鹿児島大学病院の法医学鑑定書をお送りしたところ、すぐに違和感に気付いてくださり、意見書を書いてくださる運びとなった。また、児童相談所が法医学鑑定を行う際、実際に子供を見て鑑定するケースと、児童相談所からの写真提示による写真鑑定をする、この2つがあるということ、県によって違うということが分かった。

2 一時保護の不適切さ

私のケースとは違いますが、保育士からの報告もあります。親御さんがお子さんに十分な食事を与えずに栄養失調で医療機関に入院したケースがあったみたいです。以前からこども園が市のケース会議で報告をしていたこと、入院先の病院が児相に連絡をしたとのことでしたが、この児童は保護されることはなかったと報告を受けました。保護しなかった理由は、施設に空きがない、これだけだったとのことでした。また、包丁を持って暴れるシングル家庭の児童も保護されていないとの報告も上がっています。

鹿屋市だけでも私が聞く限りではありますが、2件のケースがありました。私の耳に入ってきているのは、この2件ではありますが、この他にもたくさんのケースがあると思います。これだけでも児相がまともに機能していないことが分かります。全国で見ると膨大な数があるに違いありません。

愛知事例 児童当時中学3年生

【親子分離は最終手段の原則を守らない児相】

まず、保護に至りました経緯を簡単にご説明いたします。

令和2年4月頃、息子が中学3年生になって間もなく、コロナ感染症より長期学級閉鎖が実施されました。同時に部活も塾も閉鎖され、家に居るしかなくなった息子は、宿題、課題をせず、ゲームばかりする生活を送っていました。そんな息子に、夫と私は、よく注意をしていました。児相と関わるようになったきっかけは、このやり取りをご近所の方に通報にされたからです。

令和2年4月30日、この通報での保護は、単なる親子喧嘩として扱われ、翌日5月1日に帰してもらいました。しかし、その日から息子の様子がおかしいのです。「親はバカ、児相職員の皆がそう言っている、だから言うことを聞かなくていい。」と言い、親を遠ざけ、より享樂的な生活に耽るようになったのです。これに対し、夫と私は、ゲーム機を取り上げる等して、だらしのない生活を常に叱責していました。そんな矢先の保護でした。

令和3年2月5日、息子は学校で児相職員に待ち伏せされ保護されました。保護直後、担当職員からの保護報告の電話があり、理由を聞くと、「子どもが怯えている」という回答や、「親権はグレーです。親権移行し施設入所も・・・。」と言ってくる対応に恐怖を感じたため、弁護士をつけることにしました。

施設入所に至りました経緯を簡単にご説明いたします。

令和3年2月8日、保護から間もなく、夫と私は、担当職員に呼び出されました。そこでは、白紙の同意書(児福法33条)に署名を求められましたが、白紙であることを指摘し、署名をしませんでした。次に、息子を通学させるにはどうしたらよいかを聞くと、担当職員は「施設には直ぐ入れる、入所に同意すれば即日通学させることができる。」と言いました。私たちは、目前に迫った修学旅行に行かせてやりたい一心で口頭にて同意しましたが、書面には署名しませんでした。実際に施設に入所できたのは1か月後でした。また、夫が担当職員に文書で施設措置についての資料を頂きたい申し出たところ、「ネットで調べてください。」とそっけない対応をされました。

施設退所に至りました経緯を簡単にご説明いたします。

令和5年6月、病氣療養中の松山市在住の祖父の容態が悪化したと、児相経由で息子に伝えたところ、息子は7月の夏休みを利用して会いたいという意思を示しました。しかし、親が居てはいけない等の理由で児相に有耶無耶にされました。ほどなくして同年12月に祖父が亡くなったため、葬儀の案内を児相経由で息子に伝えたところ、息子は夜行バスに乗って葬儀会場に来ました。そうして私たち親は、息子と今後のことを話し合うことができ、大学進学のことや、家に帰りたい意思等を確認することができました。

令和6年1月20日、息子の退所の意思をしたための文書を当方弁護士から児相に送ることで退所となりました。(解除措置手続きは18歳になっているため必要ないと、児相に言われました) こうして退所が実現できたのは、児相の居ないところで、息子と話し合うこ

とができたからです。

まとめ

児相と関わって思うことは、職員はフローチャートの YES か No で動いて保護を実行しているということです。しかし、28条申立てや国家賠償請求訴訟の主張書面をよく読むと児相は虐待があったと書いていません。虐待については、あくまでそう思っている程度だということがわかります。(捜査権がないので当然と言えは当然なのですが)にもかかわらず、裁判所は児相の言い分を認めます。

児相の問題点は多くありますが、その一つは、前述した通り、公平な裁判が行われないことによって、ますます児相の恣意的行動に拍車がかかっているということです。裁判をすると、担当職員の嘘にまみれた記録の存在を知ることとなり、これまで児相と会話が成立しなかった理由がそこにあったことがわかります。

最大の問題は、児相が子どもの最善の利益を守っていないことにあると思っています。実際、児相は些細な事でも、子どもを施設入所させる運営です。そして、同時に行われる面会通信制限は、子どもに多大な不利益をもたらします。私たちは、3年間の親子断絶の間、親だけでなく、親族や恩師等、複数人が何度も面会の申し出を行いましたが一度も叶うことはありませんでした。児相は、一度決めたことは、誤りであっても正そうとしません。もし、面談があつて適切な交流があったならば、必要な教育、衛生的な生活、親族交流等、子どもは多くの利益を得ることができました。親子再統合を軽視した児相の運営は、子どもの健康的な自立を阻害していると確信しています。

児相に一度関わると非常に厄介です。子どもを持つ家庭なら、誰しものが起こり得る被害です。多くの方に児相の実態を知って頂きたいです。

以下、面会制限強化法改正に対して政府に提出した息子の意見です。

【年 齢】19 【都道府県】愛知県

【私の意見】

私は、昨年、自力で児童養護施設を退所した者です。法改正には断固反対です。被害に遭った名古屋市中心児童相談所では、既に強制的な面会制限が行われています。それは、児童福祉司、M氏(以下、担当者と言います)の主観で、都合よく、親のみならず親族や恩師等、3年間も面会謝絶されました。これにより、私は高校生という大事な時期に大きな損害を被りました。もし交流があつて家に帰っていたなら、勉強や進学、健康面においても不安に怯えることはなく健康的な生活を送っていました。私は、担当者の主観が強く反映される児相の構造に問題があると考えています。私が保護されたのは、中学3年生の終わりです。宿題をせずゲームばかりしていた私を注意する親を鬱陶しく思い、よく喧嘩をしていました。どの家庭でもある親子喧嘩に過ぎない内容でしたが、担当者にかかると私は被害者、親は虐待者となります。親子分離は想像よりはるかに簡単に実行され、その間、担当者は私に親を嫌う洗脳をしました。そして、私の意思や心情は歪曲して親に伝えられました。面会通信制限が合法化されると、担当者の強引過ぎる措置が隠され、私のような被害者が増えることを懸念します。

児童相談所を所管としない自治体議員として課題ととらえているポイント

2025 年 2 月 22 日 朝木直子（東村山市議会議員）

1. 保育園等の児童施設と行政機関(子ども家庭支援センターや児童相談所等)

との情報共有

- (1) 行政の保有する市民の個人情報やプライバシーが「子どもの虐待防止」という大義名分の下に、情報提供の必要性の精査をすることなく、また保護者の承諾なしに関係機関(学校、学童、幼稚園、保育園)との情報共有がされている。
 - ① 妊娠し、母子手帳を取得するための手続きの中に、アンケートと言う形で妊婦のプライバシー情報が行政側に保有される。この内容がずっと保護者につきまとうこととなっている実態。
 - ② 子ども家庭支援センターに市民や児童相談所から情報提供があると、ただちに関係機関と共有される。
 - ③ 事実の確認を本人にすることなく、「虐待疑い」「養育不適切親」「要支援家庭」というレッテルが貼られた情報が親子の周りを取り巻くほぼ全ての環境で共有され、ささいな家庭内の出来事も行政側に記録されていく。
- (2) 児童相談所との保育所等、児童施設との「情報共有」
 - ① 児童相談所と各機関(行政や子どもの教育、保育施設)とは、日常的に「電話」による情報のやりとりがされているが、ここにはさまざまな問題点がある。
 - ② 行政の各機関の記録(相談記録等)は、児童相談所に対しては、求めに応じて提供されるが、この記録を保護者が情報開示請求してもノリ弁となって開示される。
 - ③ 児童相談所と行政との情報共有については、ブラックボックス化しているのが現状で、差別的な情報共有がされている場合も見受けられる。

2. 支援を必要とする親子にしっかり寄り添う地域の機関が必要

- (1) 子ども家庭支援センター、子ども相談室、あるいは学校や保育園等で、保護者が子育てや家庭環境についての相談をすると、ケースによっては、児童相談所に情報提供がされる。
 - ① 相談者に無断で情報共有がされるため、守秘義務が担保されていない相談機関であるため、深刻な悩みがある保護者ほど(特に児相がらみ)、行政の相談機関は怖くて利用できない。
 - ② 相談機関の基本は守秘義務であることから、はじめに確認することと、情報を関係機関と共有する場合には、本人の承諾を得た場合に限るべき。
- (2) 保育所や幼稚園、学校等の児童関係施設が保護者とのしっかりとした信頼関係を構築することが、子ども虐待防止の重要な柱である。
 - ① 問題を抱える保護者が安心して相談し、支援を求める場所が必要。この役割を本来担うべきは保育所や学校であるべき。
 - ② 「支援のための情報共有」という大義で、当事者に無断で情報を各機関に漏らすような「上から目線」の意識を根本的に改め、同じ目線で保護者の困りごとに寄り添うべきである。
 - ③ 「生命を脅かす危機的状況や重大かつ緊急性の高い事案」を除き、基本的に各機関への情報提供は保護者の承諾を得た上で行い、どのような支援が必要なのか、しっかりと保護者と向き合っていくのが児童施設の役割ではないか。
 - ④ 経済困窮、子どもの発達障害、夫婦関係、その他さまざまな問題を抱える保護者に対して、社会の中で当たり前に存在する問題として捉え、「要支援」というレッテルを貼り、差別的に扱うのは間違っている。
- (3) その他の諸課題

第3部 専門職意見「同意なき親子分離を防ぐためにすべきこと」

(2) 法医学・医師の関わり方から

大阪医科薬科大学名誉教授 鈴木廣一(法医学)

私が児童相談所の対応に疑問を抱くようになったのは、5年前に一緒に就寝していた母親の髪が首に巻き付いて生じた傷を理由に虐待を疑われて大阪府堺市の子ども相談所に保護された2歳半の男児の両親から、会わせてもらえず施設入所の方針だと告げられたという相談を受けたのがきっかけでした。

この事案が報道された後、「ケガなのに児相に保護されて帰してもらえない」という相談が多数寄せられるようになりましたが、どの事案でも児相は単なる「疑い」だけで保護をして、受傷原因や虐待の有無が不明でも「ケガをしたのは養育環境に問題がある。親が虐待や養育環境の不備を認めない限り子どもの安全は守れない」として保護の延長や施設入所の申立を行っていました。

虐待防止法は、医師に対して「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に務めなければならない」と求めています。実際に虐待を受けた子どもと接したことのある医師は見逃しを恐れ、受傷原因が不明な場合や虐待の可能性も否定できない場合は児相に通告します。院内の虐待対応チームで検討した場合でも、万が一のことを考えて念のために通告することがあります。

他の医師に意見を求めるなどして受傷原因の解明に務めれば過剰な親子分離は防げるはずですが、児相は医学的な判断ではなく福祉的な判断を下します。堺市の事案はメディアの追及を受けて有識者による検証が行なわれましたが、検証報告書には「虐待があったかどうかを論点とすると保護者との対立関係が膠着するだけで、関係性を構築することが極めて困難となる」と記されていました。このような「推定有罪」論に固執している限り、過剰な保護はなくならないでしょう。

児相の職員と嘱託医が通告元の医師や地域の専門医らと協議の場を持って受傷原因や虐待の有無の解明に務めている自治体もあります。一時保護が親子に及ぼす影響の大きさを考えると、児相が専門家と連携して適切な判断を下すべきだと思います。

虐待対応に取り組む医師も増え、2020年度からは臨床研修に虐待対応が組み込まれていますが、過剰な一時保護や面会制限が行なわれている現状とその弊害を医療関係者にも積極的に伝えていく必要があると感じています。